

「本校の取り組み概要」

【別紙 1】

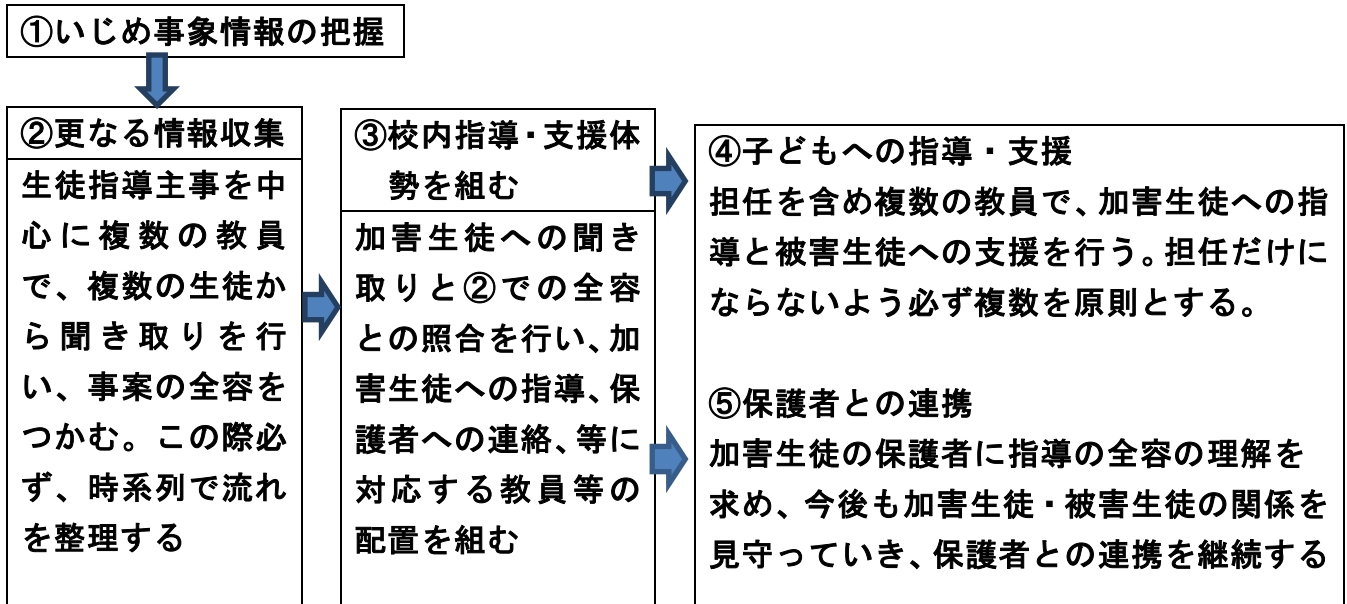
◎取り組み姿勢

「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」「教職員全員による組織対応」「未然予防が第一」「早期発見、早期対応、早期解決」

◎年間計画（例）

月	主な取り組み内容	
4 月	集団づくり（学級開き）	・ いじめ対応セルフチェックシートの活用 ・ いじめ対応プログラムの活用 ・ 道徳で「よりよい社会と私たち」「いじめと向き合う」などに取り組む ・ 週に 1 回、生徒指導連絡会議を実施 ・ 2 ヶ月に 1 回、校内研修（情報共有・ケース会議など） ・ 外部人材を活用したいじめ防止の取組 外部機関によるスマホ・携帯安全教室 少年係による非行防止教室 外部人材によるいじめ防止の講演会 ・ 学期に 1 度、スクリーニングシートの活用 ・ 生徒会による取組（生徒会サミット・ハートリボン運動など） ・ 月一回以上の班長会議によるいじめの兆候についての情報収集
5 月	集団づくり（校外学習・修学旅行に向け）	
6 月	教育相談アンケート、カウンセリング	
7 月	集団づくり（球技大会に向け）	
8 月		
9 月	集団づくり（体育祭に向け）	
10 月	集団づくり（合唱コンクールに向け）	
11 月	教育相談アンケート、カウンセリング	
12 月	入学説明会（体験授業・部活動体験）	
1 月	命の授業	
2 月	教育相談アンケート、カウンセリング	
3 月	集団づくり（球技大会に向け）	

◎いじめ発見時の対応フロー（重大事態発生時は次ページ「重大事態対応フロー」参照）



◎重大事態への対応フロー

0. 重大事態とは

生徒や保護者からいじめにより下記のような事態に至ったという申立てがあった

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（例：自殺を図った場合）

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※その事が原因で一定期間連続して欠席しているような場合（年間 30 日を目安）

1. 重大事態の発生

2. 事案を市教委へ報告

3. 市教委が調査主体を判断

4. 市教委が調査主体となるとき

市教委の指示のもと、資料の提出など調査に協力する

4. 学校が調査主体となるとき（市教委の指導・助言のもと、以下の対応に当たる）

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図るよう設置者に依頼し、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、市教委に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で臨む。

● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告）する。

※ 関係者の個人情報に十分配慮する。

※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

● 調査結果を設置者に報告

※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果から、必要に応じて市教委指導主事の派遣による学校支援や、子どもの心のケアのために心理や福祉の専門家の派遣依頼、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の派遣依頼等を行う。

※保護者、地域、報道等に対する情報提供を行う。